

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

ア．豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(現 行)	(改 正 後)
<p>第13条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 (省 略)</p>	<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第13条 <u>児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 (省 略)</p>

イ. 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(現 行)	(改 正 後)
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置するときは、<u>必要</u>に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (省 略)</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要</u>に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 (省 略)</p>

ウ. 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(現 行)	(改 正 後)
<p>(職員)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が<u>行う</u>研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う</u>研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p>

エ. 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例

(現 行)		(改 正 後)		
(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)		(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)		
<p>第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条から第9条まで，第11条，<u>第12条</u>，第15条，第19条，第20条，第34条第8号，第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。</p>		<p>第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条から第9条まで，第11条から<u>第13条</u>まで，第15条，第19条，第20条，第34条第8号，第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。</p>		
(省 略)		(省 略)		
第12条	(省 略)	第12条	(省 略)	
		第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育
			及び	並びに
(省 略)		(省 略)		
2 (省 略)		2 (省 略)		

オ. 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

(現 行)	(改 正 後)
<p>附 則 1～5 (省 略)</p>	<p><u>(虐待等の禁止)</u> <u>第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> <u>第22条の2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p>附 則 1～5 (省 略)</p> <p><u>6 第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を</u></p>

(現 行)	(改 正 後)							
<p>6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="192 592 1115 643"> <tr> <td>(省 略)</td> </tr> </table>	(省 略)	<p><u>配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1149 592 2072 831"> <tr> <td colspan="3">(省 略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 643 1361 831">附則第6項</td> <td data-bbox="1361 643 1720 831">第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者</td> <td data-bbox="1720 643 2072 831">看護師等</td> </tr> </table>	(省 略)			附則第6項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
(省 略)								
(省 略)								
附則第6項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等						